

# 海上労働条約に関する事項

## 改正要領

海上労働システム規則実施要領

## 改正事項

海上労働条約に関する事項

## 改正理由

海上労働条約の2014年改正の発効に伴う国内法改正の施行に伴い、本会規則の規定を国内法に整合させた。

## 改正内容

海上労働システム規則実施要領3.6-2.中の規則3.6-1.(1)にいう「別に定める軽微な変更」の対象から除外される、船員の労働条件及び生活条件に係る事項として、「送還」及び「船舶所有者の責任」を加えた。

## 改正条項

海上労働システム規則実施要領 3.6